

6月1日～10日は

電波利用保護旬間

電波は、テレ

ビやラジオ、携帯電話、コードレス電話といった私たちの身の回りから、警察や消防・救急用無線、防災行政無線などの公共的分野まで、幅広く利用されています。

正しい電波利用が、私たちの生活を支えています。

無線通信への混信・妨害

TEL 222-33332

受信妨害（テレビ・ラジオ）

TEL 222-33383



デンパ君

## 不法電波の豆知識

国内で使用できる市民ラジオには、表示マークが貼付されています。表示マークのない市民ラジオ

は、国内では使用することができません。

ちよつと気を付けて：

パーソナル無線には、操作資格は要りませんが、無線局の免許が必要です。

また、パーソナル無線に改造を加えて『スペシャル機能付き』などのキャッチフレーズで販売されているものは、たとえ表示マークが貼付されていても使用できません。

(企画課)

おしえて！

## くわしい年金知識

(44)

### 公的年金の

### 物価スライド制について

公的年金の物価スライド制は、年金の実質的価値を維持するために、物価の上昇・下落に応じて年金額の改定を行なう仕組みです。

平成12年度から14年度については、物価が下がったにもかかわらず社会経済への影響を考慮し特例的に据え置かれました。

平成15年度は、平成14年の全国消費者物価指数の下落分（マイナス1.9%）、1年分のみ改定が行なわれました。

### 問合せ先

南社会保険事務所

TEL 253-7710

(住民課保険年金係)

TEL 820-5604

平成15年  
6月1日  
から

## 小型船舶免許制度が大きく変わります！

資格区分の簡素化と酒酔い運転の禁止などの遵守事項を創設

船舶職員法が改正され

①小型船舶の免許の区分が現在の1級小型～5級小型(5区分)から1級小型、2級小型、特殊小型(3区分)に簡素化されます。

②また、モラルやマナーに委ねられていた酒酔い操縦の禁止、遊泳者の付近等での危険操縦の禁止、子供、水上オートバイについて救命胴衣の着用義務、有資格者による自己操縦などを新たに「遵守事項」として法律で定め、これに違反すると行政処分の対象になります。

(なお、現在お持ちの免状は有効期限満了日まで引き続き有効で、更新時に新免許証に引き換えとなります。)

なお、この件のお問い合わせは、中国運輸局 船員労働環境・海技資格課

TEL228-8794 FAX228-3468

また最寄りの海事事務所へお願いします。

・呉海事事務所 TEL (0823)22-2520

(企画課)

